

発議第 16 号

北朝鮮による弾道ミサイル発射・核実験実施に抗議する意見書の提出について

北朝鮮による弾道ミサイル発射・核実験実施に抗議する意見書を次のとおり提出しようとする。

平成 29 年 12 月 21 日提出

提出者 伊賀市議会議員

市川 岳人

川上 善幸

宮崎 栄樹

森川 徹

生中 正嗣

中谷 一彦

安本 美栄子

記

北朝鮮による弾道ミサイル発射・核実験実施に抗議する意見書

北朝鮮は、8月29日及び9月15日、我が国北海道上空を通過させる弾道ミサイルを予告なく発射させ、9月3日には、6回目となる核実験を強行した。

更に11月29日、北朝鮮は国際社会の度重なる抗議と警告を無視し、弾道ミサイルを発射し、日本海の我が国の排他的経済水域内に落下した。

これら一連の行為は、国際社会が強く自制を求め、関係諸国が対話による問題解決を模索している中で、国際連合安全保障理事会決議等に違反した暴挙であり、国際社会の平和と安全に対する明白な脅威であるとともに、国民の生命や安全・安心を脅かす重大かつ深刻な事態であり、断じて許すことができない。

伊賀市は平成17年に非核平和都市宣言を行い、核兵器の廃絶を求め、戦争のない住みよい明日を市民とともに希求している。

よって、本市議会は北朝鮮によるミサイル発射及び核実験に対し、厳重抗議するとともに、国会及び政府に対し、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心に万全を期し、国際社会と協力して北朝鮮に対し弾道ミサイル発射と核兵器開発を断念させるよう、強い危機感を持って、さらなる外交努力を含め断固たる姿勢で取組むことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月21日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

外務大臣

防衛大臣 宛